

大阪市告示第611号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和7年5月12日（月）	午後5時から 午後10時まで
	令和7年5月19日（月）	
	令和7年5月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和7年5月9日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年5月16日（金）	
	令和7年5月23日（金）	
	令和7年5月30日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）